

平成27年度北海道一般会計予算

平成27年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,529,023,857千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		569,574,512
	1 道 民 税	184,949,260
	2 事 業 税	97,896,036
	3 地 方 消 費 税	119,984,224
	4 不 動 産 取 得 税	15,716,415
	5 道 た ば こ 税	7,596,985
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,701,507
	7 自 動 車 取 得 税	4,665,777
	8 軽 油 引 取 税	58,444,607
	9 自 動 車 税	76,024,911
	10 鉦 区 税	28,657
	11 道 固 定 資 産 税	680,883

款	項	金額
	12 狩 獵 稅	91,599
	13 核 燃 料 稅	899,960
	14 循 環 資 源 利 用 促 進 稅	893,691
2 地 方 消 費 稅 清 算 金		201,043,406
	1 地 方 消 費 稅 清 算 金	201,043,406
3 地 方 讓 与 稅		102,717,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 稅	88,472,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 稅	13,164,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 稅	914,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 稅	167,000
4 地 方 特 例 交 付 金		1,481,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,481,000
5 地 方 交 付 稅		515,200,000
	1 地 方 交 付 稅	515,200,000

款	項	金 額
6 交通安全対策特別交付金		1,447,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,447,000
7 分担金及び負担金		11,439,304
	1 分 担 金	1,636,430
	2 負 担 金	9,802,874
8 使用料及び手数料		21,173,442
	1 使 用 料	11,488,692
	2 手 数 料	353,326
	3 証 紙 収 入	9,331,424
9 国庫支出金		288,154,830
	1 国庫負担金	102,622,415
	2 国庫補助金	177,877,709
	3 委 託 金	7,654,706
10 財 産 収 入		7,758,326

款	項	金額
	1 財産運用収入	4,214,989
	2 財産売却収入	3,543,337
11 寄附金		16,971
	1 寄附金	16,971
12 繰入金		22,104,989
	1 特別会計繰入金	3,112,518
	2 基金繰入金	18,992,471
13 諸収入		213,313,177
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,038,905
	2 預金利子	71,093
	3 貸付金収入	200,333,167
	4 受託事業収入	1,128,988
	5 収益事業収入	5,674,000
	6 雑収入	5,067,024

款	項	金 額
14 道 債		573, 599, 900
	1 道 債	573, 599, 900
歲 入 合 計		2, 529, 023, 857

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,329,335
	1 議 会 費	3,329,335
2 総 務 費		251,749,069
	1 総 務 管 理 費	90,048,142
	2 徴 税 費	130,795,213
	3 学 事 宗 務 費	23,750,032
	4 防 災 費	669,570
	5 原 子 力 安 全 対 策 費	1,641,806
	6 危 機 管 理 費	15,794
	7 領 土 復 帰 対 策 費	773,772
	8 会 計 管 理 費	782,970
	9 選 挙 費	2,414,249
10 人 事 委 員 会 費	303,931	

款	項	金額
	11 監 査 委 員 費	553,590
3 総 合 政 策 費		44,445,674
	1 総 合 政 策 管 理 費	3,552,135
	2 国 際 交 流 費	185,732
	3 政 策 費	4,325,979
	4 科 学 I T 振 興 費	15,819,946
	5 交 通 政 策 費	12,491,428
	6 航 空 費	2,367,550
	7 地 域 づ くり 支 援 費	1,445,803
	8 地 域 行 政 費	4,253,959
	9 地 域 主 権 費	3,142
4 環 境 生 活 費		7,620,594
	1 環 境 生 活 管 理 費	2,150,242
	2 アイヌ政策推進費	717,429

款	項	金額
	3 環境推進費	256,011
	4 循環型社会推進費	1,810,633
	5 生物多様性保全費	139,388
	6 地球温暖化対策推進費	709,956
	7 エゾシカ対策推進費	3,374
	8 道民生活費	268,149
	9 消費者安全費	358,215
	10 文化・スポーツ費	1,207,197
5 保健福祉費		296,089,403
	1 保健福祉管理費	23,315,224
	2 地域医療費	9,031,926
	3 医務薬務費	669,314
	4 地域保健費	9,343,478
	5 国保医療費	92,314,789

款	項	金額
	6 食品衛生費	807,085
	7 福祉援護費	18,827,636
	8 施設運営指導費	3,002,544
	9 高齢者保健福祉費	62,632,053
	10 障がい者保健福祉費	46,278,250
	11 子ども未来推進費	29,854,787
	12 災害救助費	12,317
6 経 済 費		146,280,586
	1 経 済 管 理 費	4,046,148
	2 経 済 企 画 費	1,404
	3 食 関 連 産 業 費	204,269
	4 観 光 費	331,208
	5 中 小 企 業 費	115,055,832
	6 国 際 経 済 費	66,220

款	項	金額
	7 産業振興費	18,123,754
	8 環境・エネルギー費	3,119,205
	9 雇用労政費	2,011,824
	10 人材育成費	2,918,749
	11 労働委員会費	401,973
7 農政費		98,705,171
	1 農政管理費	8,737,163
	2 食品政策費	1,466,114
	3 農産振興費	202,664
	4 畜産振興費	7,373,963
	5 技術普及費	2,273,065
	6 農業経営費	15,692,450
	7 農地調整費	1,747,906
	8 農村設計費	16,206,171

款	項	金 額
	9 農業農村整備事業費	41,452,734
	10 農業施設管理費	3,496,298
	11 農村計画費	56,643
8 水産林務費		51,047,172
	1 水産林務管理費	6,899,033
	2 水産経営費	2,019,174
	3 水産振興費	92,969
	4 漁港漁村費	18,839,868
	5 漁業管理費	888,041
	6 林業木材費	2,580,785
	7 森林計画費	388,722
	8 森林整備費	9,223,119
	9 治山費	7,993,906
	10 森林活用費	227,969

款	項	金額
	11 道 有 林 費	1,893,586
9 建 設 費		187,218,128
	1 建 設 管 理 費	62,752,341
	2 維 持 管 理 防 災 費	4,832,206
	3 道 路 橋 り ょ う 費	65,051,200
	4 河 川 費	30,753,410
	5 砂 防 海 岸 費	14,061,537
	6 ま ち づ くり 推 進 費	90,461
	7 都 市 環 境 費	7,623,899
	8 公 園 下 水 道 費	1,489,928
	9 建 築 指 導 費	508,145
	10 住 宅 費	40,525
	11 営 繕 費	14,476
10 警 察 費		120,422,358

款	項	金額
	1 警察管理費	115,887,947
	2 警察活動費	2,578,523
	3 交通安全施設費	1,955,888
11 教育費		463,848,347
	1 教育総務費	27,831,747
	2 小学校費	176,662,742
	3 中学校費	110,902,150
	4 高等学校費	96,313,122
	5 特別支援学校費	48,389,705
	6 学校教育費	1,255,307
	7 社会教育費	1,678,905
	8 保健体育費	814,669
12 災害復旧費		3,293,633
	1 農地開発施設災害復旧費	95,368

款	項	金額
	2 水産林業施設災害復旧費	1,054,013
	3 土木施設災害復旧費	2,144,252
13 公債費		735,918,252
	1 公債費	735,918,252
14 諸支出金		118,856,135
	1 繰出金	3,936,332
	2 諸費	114,919,803
15 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	2,529,023,857

第 2 表		債 務 負 担 行 為	
		(その 1)	(単位 千円)
事 項	期 間	限 度 額	
北海道職員研修の企画・運営等業務の委託に関する債務負担行為	平成27年度から平成29年度まで	120,589	
平成27年度建設に係る室蘭高等技術専門学院の工事請負に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	480,011	
平成27年度野菜価格安定資金造成事業に係る道費補助に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	284,723	
平成27年度農地売買支援事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成27年度から平成38年度まで	11,111,326	
平成27年度法人経営出資育成事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成27年度から平成43年度まで	33,349	
平成27年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成27年度から平成46年度まで	29,958	
平成27年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成27年度から平成38年度まで	8,290	
平成27年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成27年度から平成38年度まで	206	
国営土地改良事業(平成26年度事業完了分)の道負担金に関する債務負担行為	平成27年度から平成39年度まで	1,078,534	
平成27年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成27年度から平成48年度まで	347,740	
平成27年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成27年度から平成31年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 340,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について	

事 項	期 間	限 度 額
		年6%以内の額 借入資金に係る利 子について 国庫債務負担行 為による用地の 先行取得に係る 限度利率の半年 複利以内の額 の合計額
道道泊共和線トンネル工事に関する債務負担行為	平成27年度から平成29年度まで	4,510,000
厚幌ダム管理所工事に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	380,000
厚幌ダム電気設備工事に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	350,000
厚幌ダム通信警報観測設備工事に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	400,000
厚幌ダム試験湛水ゲート工事に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	400,000
平成27年度街路公共事業に関する債務負担行為	平成27年度から平成29年度まで	1,120,000
水産高等学校実習船建造に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	1,382,949
平成27年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成27年度から平成37年度まで	元金について 1,341,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

第 3 表				
地 方 債				
(単位 千円)				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学整備費	2,683,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
庁舎等整備費	3,091,000	同上	10%以内	同上
道民活動センター整備費	122,000	同上	10%以内	同上
総合防災体制整備費	79,000	同上	10%以内	同上
北方四島交流施設整備費	66,000	同上	10%以内	同上
退職手当	14,000,000	同上	10%以内	同上
北海道特定特別総合開発事業推進費	1,484,000	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機構整備費	23,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情報ネットワーク施設整備費	247,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北海道新幹線 鉄道整備事業費	7,190,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港整備費	358,000	同上	10%以内	同上
空港整備費	339,000	同上	10%以内	同上
自然環境対策費	19,000	同上	10%以内	同上
保健所整備費	152,000	同上	10%以内	同上
社会福祉施設整備費	2,441,000	同上	10%以内	同上
食品産業振興費	13,000	同上	10%以内	同上
公共訓練推進費	24,000	同上	10%以内	同上
中小企業近代化資金貸付事業費	225,000	同上	10%以内	同上
土地改良事業費	7,978,000	同上	10%以内	同上
農用地造成事業費	439,000	同上	10%以内	同上
農地防災事業費	866,000	同上	10%以内	同上
農道等整備事業費	481,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農道整備費 特別対策事業費	239,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農村総合整備事業費	288,000	同上	10%以内	同上
水産基盤整備費	6,641,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸保全費	370,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸 保全施設整備 特別対策事業費	122,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	380,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	4,244,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設整備 特別対策事業費	662,000	同上	10%以内	同上
森林整備費	2,387,900	同上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	5,944,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時道路整備 特別対策事業費	21,289,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
河川改良費	8,252,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備 特別対策事業費	2,099,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	4,049,000	同上	10%以内	同上
砂防費	4,670,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備 特別対策事業費	441,000	同上	10%以内	同上
災害関連事業費	2,000	同上	10%以内	同上
海岸保全事業費	1,259,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全 施設整備 特別対策事業費	533,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	2,547,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備 特別対策事業費	916,000	同上	10%以内	同上
都市公園費	407,000	同上	10%以内	同上
警察施設整備費	83,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通安全施設整備費	508,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
高等学校施設整備費	2,338,000	同上	10%以内	同上
特別支援学校施設整備費	2,180,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	5,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	45,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	1,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	307,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	471,000	同上	10%以内	同上
借換債	324,600,000	同上	10%以内	同上
臨時財政対策債	133,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
合計	573,599,900			

平成27年度北海道公債管理特別会計予算

平成27年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ499,296,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		278,958
	1 財 産 運 用 収 入	278,958
2 繰 入 金		499,017,126
	1 一 般 会 計 繰 入 金	354,006,518
	2 基 金 繰 入 金	145,010,608
歳 入 合 計		499,296,084

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		499,296,084	
	1 公 債 費	499,296,084	
歳 出 合 計			499,296,084

議 案 第 3 号

平成27年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成27年度北海道母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ975,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		29,170
	1 一 般 会 計 繰 入 金	29,170
2 繰 越 金		47,477
	1 繰 越 金	47,477
3 諸 収 入		899,156
	1 貸 付 金 収 入	757,167
	2 雑 入	141,989
歳 入 合 計		975,803

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	975,803	
	1 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	975,803	
歳 出 合 計			975,803

平成27年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成27年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,675,056千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		311,877
	1 一 般 会 計 繰 入 金	311,877
2 諸 収 入		1,063,437
	1 貸 付 金 収 入	892,360
	2 雑 入	171,077
3 道 債		299,742
	1 道 債	299,742
歳 入 合 計		1,675,056

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 中小企業近代化資金 貸付事業費		615,246	
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	615,246	
2 公 債 費		739,638	
	1 公 債 費	739,638	
3 諸 支 出 金		320,172	
	1 繰 出 金	320,172	
歳 出 合 計		1,675,056	

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	299,742	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.5%以内	据置期間を含め12年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成27年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成27年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		41,915
	1 財 産 運 用 収 入	7,915
	2 財 産 売 払 収 入	34,000
2 繰 入 金		5,639
	1 基 金 繰 入 金	5,639
3 諸 収 入		128,018
	1 一 般 会 計 借 入 金	128,018
歳 入	合 計	175,572

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		175,572	
	1 公 債 費	175,572	
歳 出 合 計			175,572

平成27年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成27年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,106千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		6,795
	1 財 産 運 用 収 入	1,800
	2 財 産 売 払 収 入	4,995
2 繰 入 金		1,062
	1 基 金 繰 入 金	1,062
3 諸 収 入		41,249
	1 一 般 会 計 借 入 金	41,249
歳 入 合 計		49,106

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		49,106	
	1 公 債 費	49,106	
歳 出 合 計			49,106

平成27年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算

平成27年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ947,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,033
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,033
2 繰 越 金		105,837
	1 繰 越 金	105,837
3 諸 収 入		840,126
	1 貸 付 金 収 入	840,126
歳 入 合 計		947,996

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費		42,033	
	1 就 農 支 援 資 金 貸 付 等 事 業 費	42,033	
2 公 債 費		383,945	
	1 公 債 費	383,945	
3 諸 支 出 金		522,018	
	1 繰 出 金	309,709	
	2 諸 費	212,309	
歳 出 合 計		947,996	

平成27年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成27年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,753
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,753
2 繰 越 金		100,394
	1 繰 越 金	100,394
3 諸 収 入		74,616
	1 貸 付 金 収 入	74,606
	2 雑 入	10
歳 入 合 計		177,763

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,763	
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,763	
歳 出 合 計			177,763

平成27年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成27年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,932千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,280
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,280
2 繰 越 金		146,589
	1 繰 越 金	146,589
3 諸 収 入		56,063
	1 貸 付 金 収 入	49,326
	2 雑 入	6,737
歳 入 合 計		205,932

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金 貸付事業費	205,932	
	1 林業・木材産業改善資金 貸付事業費	205,932	
歳 出 合 計			205,932

平成27年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成27年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,424,829千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		318,240
	1 負担金	318,240
2 使用料及び手数料		297,560
	1 使用料	297,560
3 国庫支出金		88,000
	1 国庫補助金	88,000
4 繰入金		122,877
	1 一般会計繰入金	122,877
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		206,752
	1 延滞金、加算金及び過料	10

款	項	金 額
	2 一 般 会 計 借 入 金	199,032
	3 雜 入	7,710
7 道 債		391,300
	1 道 債	391,300
歳 入 合 計		1,424,829

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公共下水道事業費		877,683	
	1 公共下水道事業費	877,683	
2 公 債 費		544,146	
	1 公 債 費	544,146	
3 諸 支 出 金		3,000	
	1 繰 出 金	2,829	
	2 諸 費	171	
歳 出 合 計			1,424,829

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	264,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	57,300	同上	10%以内	同上
資本費平準化債	70,000	同上	10%以内	同上
合計	391,300			

平成27年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成27年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,651,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		286,141
	1 負担金	286,141
2 国庫支出金		646,000
	1 国庫補助金	646,000
3 繰入金		1,478,641
	1 一般会計繰入金	1,478,641
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		55,876
	1 受託事業収入	52,500
	2 雑収入	3,376
6 道債		1,185,000

款	項	金 額
	1 道 債	1, 185, 000
歲 入	合 計	3, 651, 758

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 流域下水道事業費		1,230,374	
	1 流域下水道事業費	1,230,374	
2 公 債 費		2,412,197	
	1 公 債 費	2,412,197	
3 諸 支 出 金		9,187	
	1 繰 出 金	7,122	
	2 諸 費	2,065	
歳 出 合 計		3,651,758	

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成27年度から平成28年度まで	803,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	248,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	331,000	同上	10%以内	同上
資本費平準化債	606,000	同上	10%以内	同上
合計	1,185,000			

平成27年度北海道営住宅事業特別会計予算

平成27年度北海道営住宅事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,430,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,500,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,298,204
	1 使用料	5,298,204
2 国庫支出金		3,247,381
	1 国庫補助金	3,247,381
3 財産収入		152
	1 財産運用収入	152
4 繰入金		2,458,767
	1 一般会計繰入金	1,985,701
	2 基金繰入金	473,066
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		2,594,441

款	項	金額
	1 一般會計借入金	2,491,582
	2 雜入	102,859
7 道債		5,831,200
	1 道債	5,831,200
歳入合計		19,430,245

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 道 営 住 宅 事 業 費		8,236,233	
	1 道 営 住 宅 事 業 費	8,236,233	
2 公 債 費		10,302,349	
	1 公 債 費	10,302,349	
3 諸 支 出 金		891,663	
	1 繰 出 金	891,653	
	2 諸 費	10	
歳 出 合 計			19,430,245

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成27年度から平成29年度まで	3,259,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	3,806,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
借換債	2,025,200	同上	10%以内	同上
合計	5,831,200			

平成27年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成27年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,907,606千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		55,907,606
	1 一 般 会 計 借 入 金	27,951,000
	2 貸 付 金 収 入	27,956,606
歳 入	合 計	55,907,606

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	27,951,000	
	1	住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	27,951,000
2	公 債 費	27,956,606	
	1	公 債 費	27,956,606
歳 出 合 計			55,907,606

平成27年度北海道地方競馬特別会計予算

平成27年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,690,953千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,900,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		5,865
	1 手 数 料	5,865
2 寄 附 金		27,500
	1 寄 附 金	27,500
3 諸 収 入		17,657,588
	1 収 益 事 業 収 入	14,894,666
	2 雑 入	2,762,922
歳 入 合 計		17,690,953

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		17,686,991	
	1 競 馬 総 務 費	20,468	
	2 競 馬 開 催 費	17,666,523	
2 諸 支 出 金		3,962	
	1 繰 出 金	3,962	
歳 出 合 計		17,690,953	

平成27年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	6 病院
(2) 病 床 数	977 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	214,110 人
外 来	273,618 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	585 人
外 来	1,126 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	17,072,672 千円
第1項 医業収益	9,339,979 千円
第2項 医業外収益	7,708,300 千円
第3項 特別利益	24,393 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	17,145,732 千円
第1項 医業費用	14,750,896 千円
第2項 医業外費用	2,351,161 千円
第3項 特別損失	43,675 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額370,430千円は、当年度分損益勘定留保資金370,430千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的 収 入	8,416,580 千円
第1項 企 業 債	7,347,000 千円
第2項 補 助 金	420,042 千円
第3項 他 会 計 負 担 金	649,538 千円

支 出

第1款 資本的 支 出	8,787,010 千円
第1項 建 設 改 良 費	7,810,773 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	976,237 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 7,347,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 8,715,031 千円 |
| (2) 交 際 費 | 30 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,140,575千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 備 品	全身用X線コンピューター断層撮影装置	1台
		磁気共鳴断層撮影装置	1台
		電子カルテ・オーダーリングシステム一式	1台

平成27年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	263,134,000	キロワット時
(2) 主要な建設改良事業		
滝の上発電所改修事業	1,118,812	千円
清水沢発電所改修事業	263,801	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益	4,832,525	千円
第1項 営業収益	3,983,931	千円
第2項 財務収益	1,283	千円
第3項 営業外収益	119,806	千円
第4項 特別利益	727,505	千円
支 出		
第1款 電気事業費用	2,706,652	千円
第1項 営業費用	2,311,200	千円
第2項 財務費用	284,613	千円
第3項 営業外費用	110,839	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,506,101千円は、過年度分損益勘定留保資金1,396,366千円及び当年度資本的収支調整額109,735千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収入	1,041,377 千円
第1項 企 業 債	1,034,000 千円
第2項 負 担 金	7,377 千円
支 出	
第1款 資本的 支出	2,547,478 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,651,744 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	895,734 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度ポンテシオ発電所改修事業に関する債務負担行為	平成27年度から 平成28年度まで	千円 243,516
平成27年度滝下発電所改修事業に関する債務負担行為	平成27年度から 平成28年度まで	162,507
平成27年度滝の上発電所改修事業に関する債務負担行為	平成27年度から 平成28年度まで	7,700
平成27年度清水沢発電所改修事業に関する債務負担行為	平成27年度から 平成28年度まで	136,188

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
滝の上発電所改修事業	千円 1,034,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 562,748 千円 |
| (2) 交 際 費 | 120 千円 |

平成27年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	77	箇所
(2) 年間総給水量	93,022,318	立方メートル
(3) 一日平均給水量	252,778	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	22,715	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	910,952	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金96,748千円を借り入れる。

収		入	
第1款 工業用水道事業収益	2,240,770	千円	
第1項 営業収益	1,971,650	千円	
第2項 営業外収益	269,120	千円	
支		出	
第1款 工業用水道事業費用	2,083,464	千円	
第1項 営業費用	1,784,966	千円	
第2項 営業外費用	298,498	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額579,149千円は、過年度分損益勘定留保資金14,307千円、当年度分損益勘定留保資金493,959千円及び当年度資本的収支調整額70,883千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	3,172,223 千円
第1項 企業債	728,000 千円
第2項 補助金	2,417,714 千円
第3項 他会計からの出資金	21,033 千円
第4項 他会計からの長期借入金	5,476 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,751,372 千円
第1項 建設改良費	1,022,943 千円
第2項 企業債償還金	2,728,429 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成27年度室蘭地区工業用水道第三期改修事業に係る債務負担行為	平成27年度から 平成28年度まで	千円 763,265

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
室蘭地区工業用水道改修事業	千円 728,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,320,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 353,130 千円 |
| (2) 交 際 費 | 80 千円 |